

保護者 各位

富山県立高岡商業高等学校長

## 出席停止の連絡について

感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる場合は、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

出席停止期間は下記に示したとおりです。出席停止となった期間は、出席すべき日数より差し引かれますので、欠席とはなりません。

なお登校の際、下記の「登校許可証明書」を医師に記入していただき学校へご提出ください。

### 学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ( 1 ) インフルエンザ | …解熱した後2日を経過するまで       |
| ( 2 ) 百日咳     | …特有の咳が消失するまで          |
| ( 3 ) 麻疹      | …解熱した後3日を経過するまで       |
| ( 4 ) 流行性耳下腺炎 | …耳下腺の腫脹が消失するまで        |
| ( 5 ) 風疹      | …発疹が消失するまで            |
| ( 6 ) 水痘      | …全ての発疹が痂痂化するまで        |
| ( 7 ) 咽頭結膜熱   | …主要症状が消退した後2日を経過するまで  |
| ( 8 ) 結核      | …医師が伝染のおそれがないと認められるまで |
| ( 9 ) その他の感染症 | …医師が伝染のおそれがないと認められるまで |

(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など)

但し、医師が伝染病予防上支障なしと認めたときは、この限りではありません。

### 登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

富山県立高岡商業高等学校長 殿

上記の者は、主要症状が消退し感染の恐れがないため、学校への出席はさしつかえないことを認めます。

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 初 診 日 平成 年 月 日 ( )

3 登校許可日 平成 年 月 日 ( ) より

医療機関名  
医師 名

印